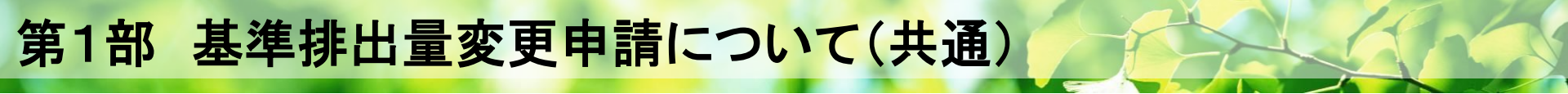


基準排出量変更申請書の作成に関する説明会 (第1部 基準排出量の変更申請について)

2016年6月現在
東京都環境局





説明の内容

第1部 基準排出量変更申請について(共通)

第2部 変更要件別の解説

- 設備変更(データセンター)
- 床面積・用途変更、熱供給事業所
- 設備変更(工場)

第1部 基準排出量変更申請について(共通)

1. 基準排出量変更の目的
2. 基準排出量変更申請の対象
3. 基準排出量変更申請の手順
4. 変更事象の確認
5. 変更要件の確認
6. 変更量の算定
7. 基準排出量変更申請の流れ

1. 基準排出量変更の目的

〈特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインp117(以降「算定ガイドライン」という)〉

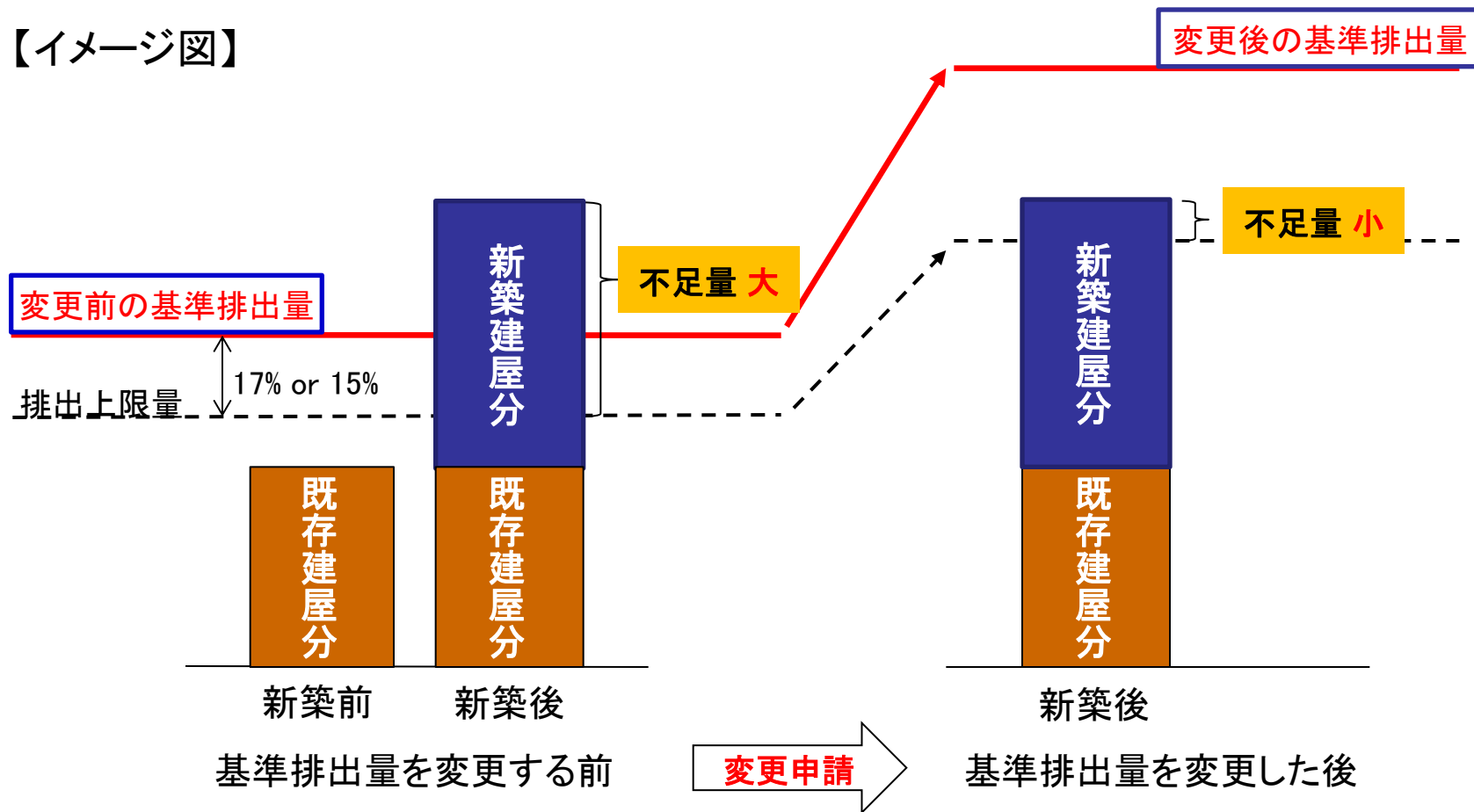
基準排出量の変更の仕組は、基準年度以降において事業所の用途、規模等に著しい変化があった場合に、従前の基準排出量を基に算定された量の排出削減を義務付けられるのでは、不合理(負担が大きい、又は、過大な利益を受ける。)であることから設けられたものである。

したがって、一定の条件を満たした場合に申請できるものではなく、一定の条件を満たした場合は必ず申請をしなければならない仕組となっている。

1. 基準排出量変更の目的

例) 建屋が1棟新築された場合

【イメージ図】



※減少(例:建屋解体)の場合も基準排出量変更の対象となる。

2. 基準排出量変更申請の対象

ア.熱供給事業所以外

- ①事業所の床面積の増減
- ②排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更
- ③事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増減

※①～③の要因によって増減する排出量(増減量)が基準排出量の6%以上である場合、基準排出量を変更しなければならない。

イ.熱供給事業所

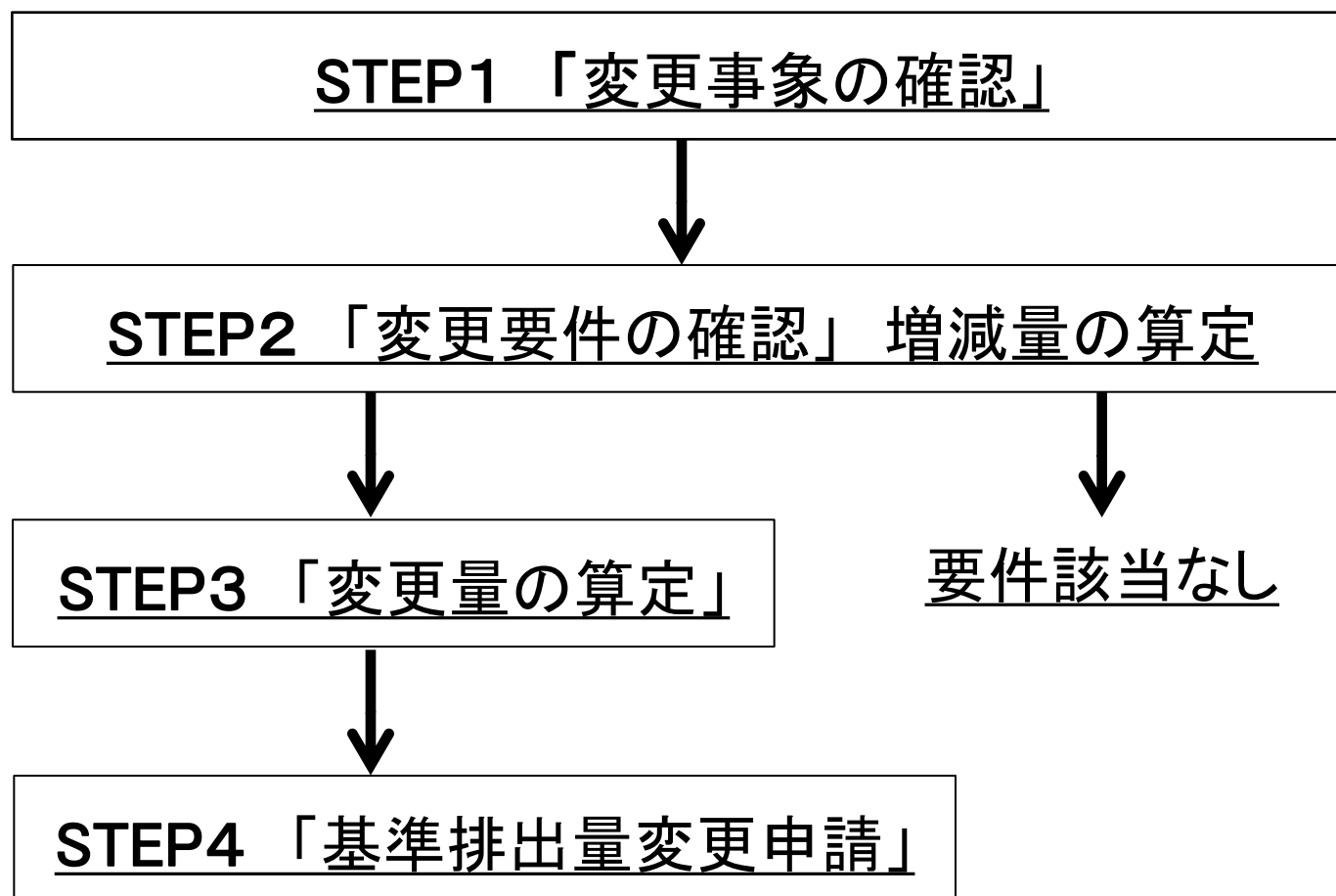
熱の種類ごとの供給先の事業所(住宅含む)の床面積の増減

※増減した供給先の床面積の合計が基準年度と同床面積の6%以上である場合、基準排出量を変更しなければならない。

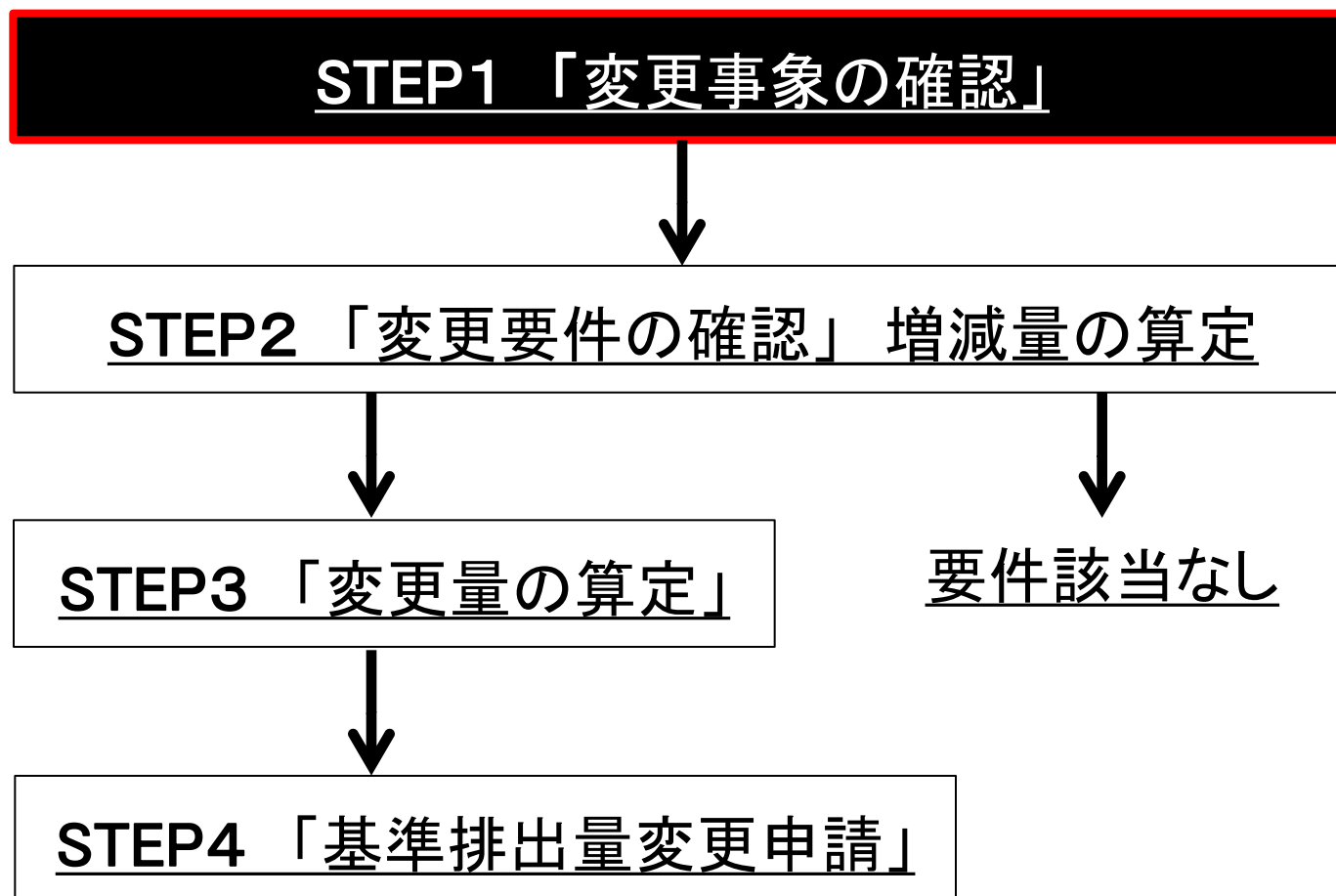
〈基準排出量変更該当しない場合の例〉

- ・施設や設備の変更を伴わない生産量の増減
- ・営業時間や工場稼働時間の変更
- ・空室率の増減
- ・気温、気候の変化による排出量の増減

3. 基準排出量変更申請の手順



4. 変更事象の確認



4. 変更事象の確認

STEP1

● 変更事象

ア.熱供給事業所以外

①事業所の床面積の増減

例)建物の新築・解体 など

②排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更

例)テナントの入替り(事務所→商業) など

③事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増減

例)生産設備の増減 サーバの増減(契約容量の増減)など

※1 設備は設置又は撤去工事を伴うものとし、可搬性のある設備は対象外

※2 テナントが保有するサーバの増減も変更対象となる

イ.熱供給事業所

④熱の種類ごとの供給先の事業所(住宅含む)の床面積の増減

例)熱の供給先の新規契約、供給先事業所の床面積の増減 など

4. 変更事象の確認

STEP1

● 変更事象の確認期間

確認する変更事象の期間は、次のアまたはイのいずれかを選択することができる。ただし、イを選択することができるのは第1計画期間から特定地球温暖化対策事業所となっている事業所に限る。

ア. 基準年度以降

基準年度開始月からの変更事象を
すべて確認する

(例: 基準年度が2002年度～2004年度の
場合、2002年度以降を確認)

※ 既に基準排出量変更申請をしている場合、最後の変更申請時の
「変更のあった年月」以降を
確認する

イ. 2015年4月以降

2015年4月からの変更事象を
すべて確認する

※ 第1計画期間から特定地球温暖化対策事業所となっている
事業所に限定

※ 既に基準排出量変更申請をしている場合であっても、上記期間を
選択できる

※第1計画期間は「ア」のみでしたが、第2計画期間より「イ」も選択可能になりました。

4. 変更事象の確認

STEP1

①過去に基準変更を実施したことの無い事業所

確認期間	基準年度			...	第1計画期間			第2計画期間	
	H14 2002	H15 2003	H16 2004		...	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016
					特定	特定	特定	特定	特定
ア) 基準年度以降を選択した場合	○	○	○	○	○	○	○	○	●
イ) 2015年4月以降を選択した場合	この期間は基準排出量変更量の算定対象外							○	●

○: 用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更による排出量の増減量及び変更量の算定期間
●: 基準排出量変更の要件に該当した状況の変更があった年度

アを選択した場合
基準年度～2017/3を確認
※左記例では「2002年4月～2017/3」となる)
イを選択した場合
2015/4～2017/3を確認

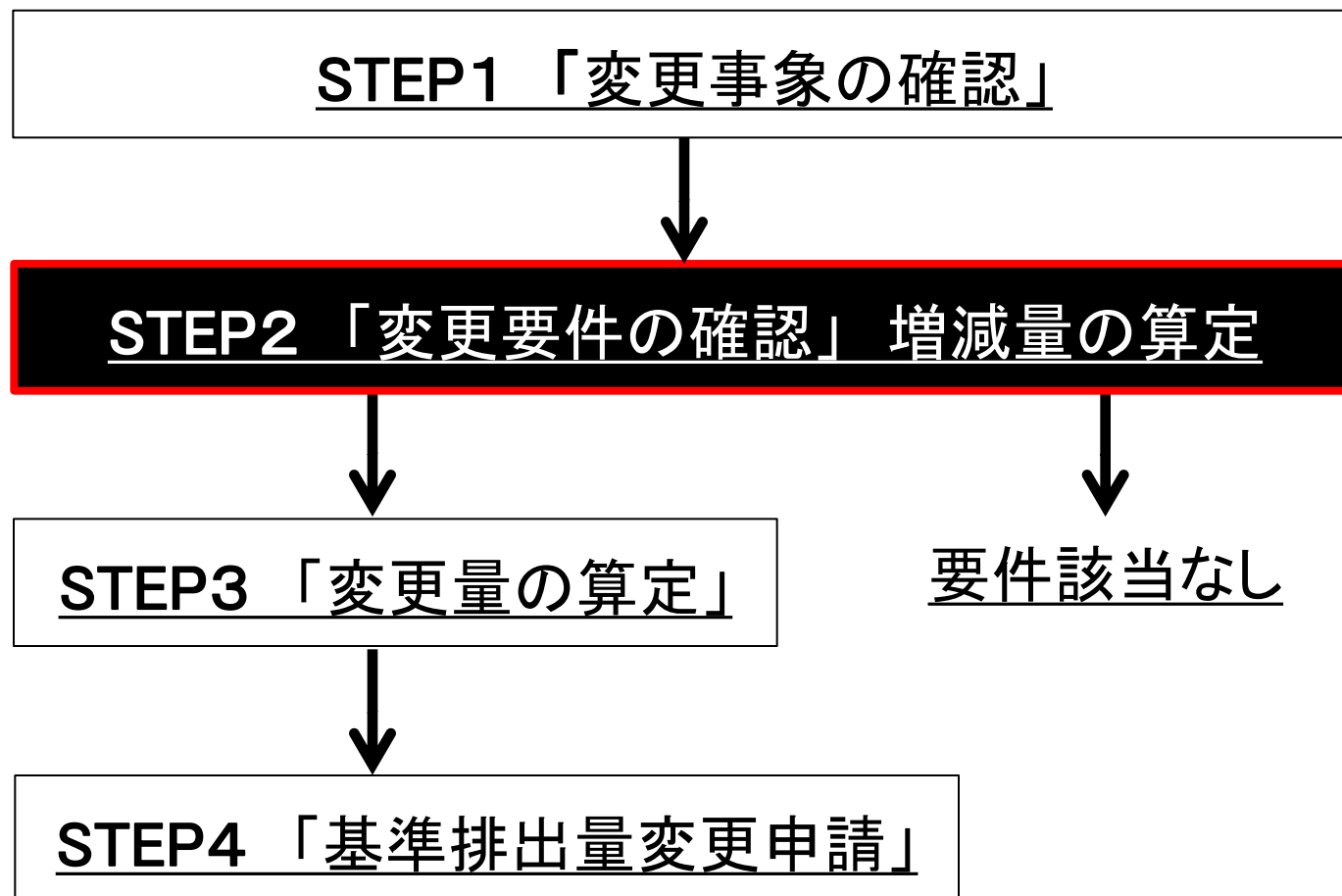
②過去に基準変更を実施したことの有る事業所

確認期間	基準年度			...	第1計画期間			第2計画期間	
	H14 2002	H15 2003	H16 2004		...	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016
					特定	特定	特定	特定	特定
ア) 基準年度以降を選択した場合	2013年度の申請で算定済み					●	○	○	●
イ) 2015年4月以降を選択した場合	この期間は基準排出量変更量の算定対象外							○	●

○: 用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更による排出量の増減量及び変更量の算定期間
●: 基準排出量変更の要件に該当した状況の変更があった年度

アを選択した場合
変更年月～2017/3を確認
イを選択した場合
2015/4～2017/3を確認

5. 変更要件の確認



5. 変更要件の確認

STEP2

●増減量の算定方法(詳細は2部で説明)

①床面積の増減

②用途変更

③設備の増減

変更部分における排出量の増減量の合計※1

≥ 基準排出量の6%

④熱供給事業所 熱の種類ごとの供給先床面積の増減量の合計

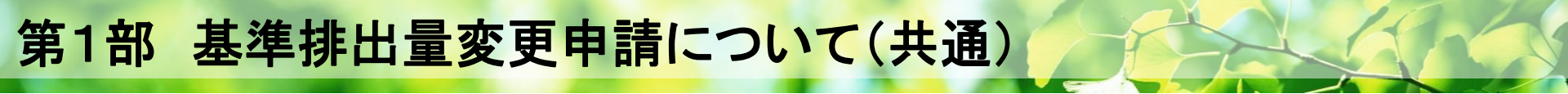
≥ 基準年度もしくは
変更年度※2における
供給先の床面積の6%

※1

- ・変更要件の確認において、「床面積の増減」と「用途変更」については、都の定める指標(用途区分毎の排出標準原単位)を用いて算定する。
- ・「設備の増減」については、その事業所の状況変更に応じて、適切と認められる方法により算定する。

※2

- ・「2015年4月以降」を選択した場合は、「2015年3月末日の床面積」を基準とする又は前回の基準変更申請時の「変更後の床面積」を基準とする。



5. 変更要件の確認

STEP2

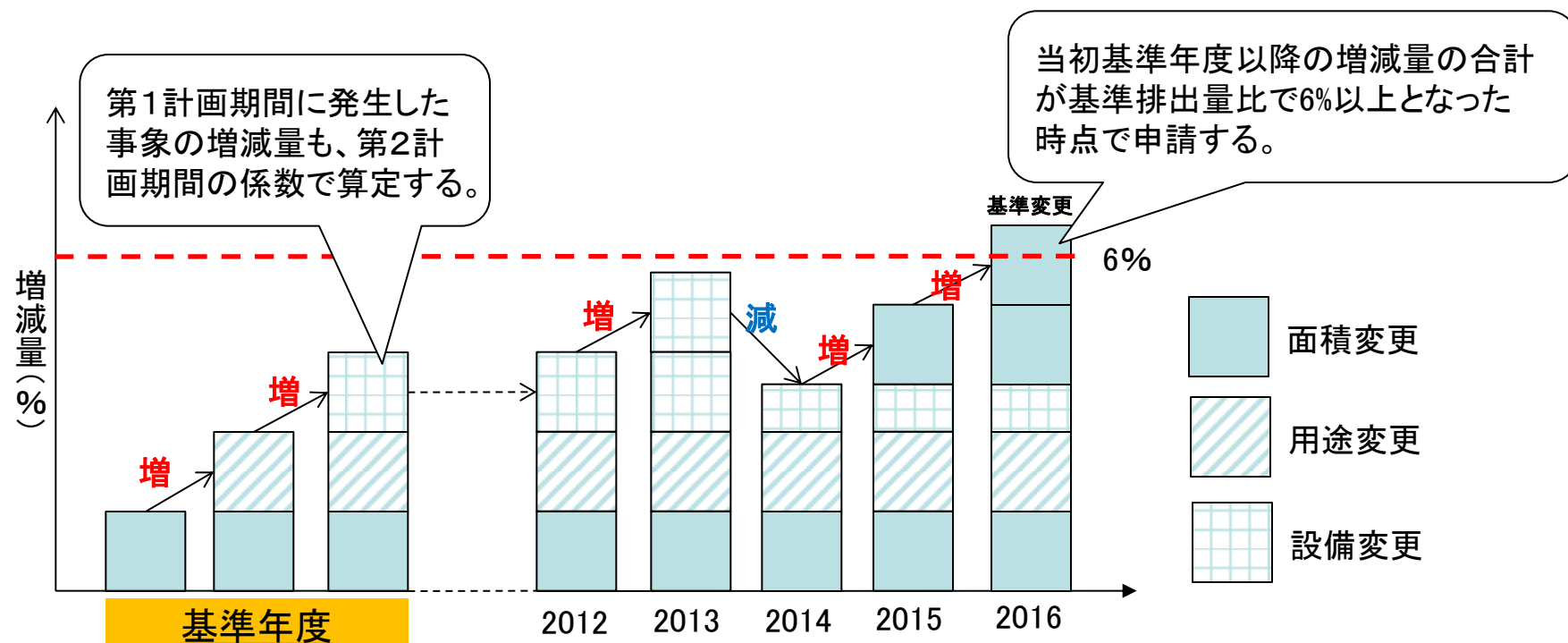
●用途区分毎の排出標準原単位（算定ガイドラインp111）

用途区分	排出活動指標 [単位]	排出標準原単位		
		第1計画期間	第2計画期間	[単位]
事務所	床面積[m ²]	85	100	[kg-CO2/m ² ・年]
事務所(官公庁の庁舎)	床面積[m ²]	60	75	[kg-CO2/m ² ・年]
情報通信	床面積[m ²]	320	380 (データセンター 610)	[kg-CO2/m ² ・年]
放送局	床面積[m ²]	215	260	[kg-CO2/m ² ・年]
商業	床面積[m ²]	130	160 (食品関係 225)	[kg-CO2/m ² ・年]
宿泊	床面積[m ²]	150	180	[kg-CO2/m ² ・年]
教育	床面積[m ²]	50	60 (理系大学等 95)	[kg-CO2/m ² ・年]
医療	床面積[m ²]	150	185	[kg-CO2/m ² ・年]
文化	床面積[m ²]	75	90	[kg-CO2/m ² ・年]
物流	床面積[m ²]	50	55 (冷蔵倉庫等 90)	[kg-CO2/m ² ・年]
駐車場	床面積[m ²]	20	25	[kg-CO2/m ² ・年]
工場その他上記以外	床面積[m ²]	-		

5. 変更要件の確認

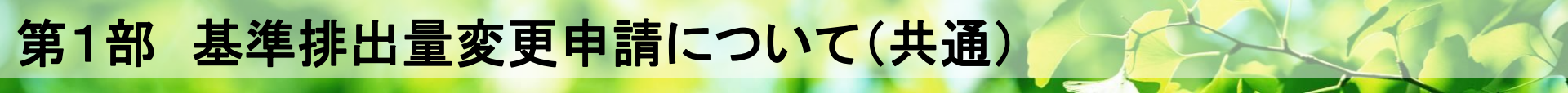
STEP2

●増減量の積み上げイメージ(ア. 基準年度以降の場合)



【留意点】

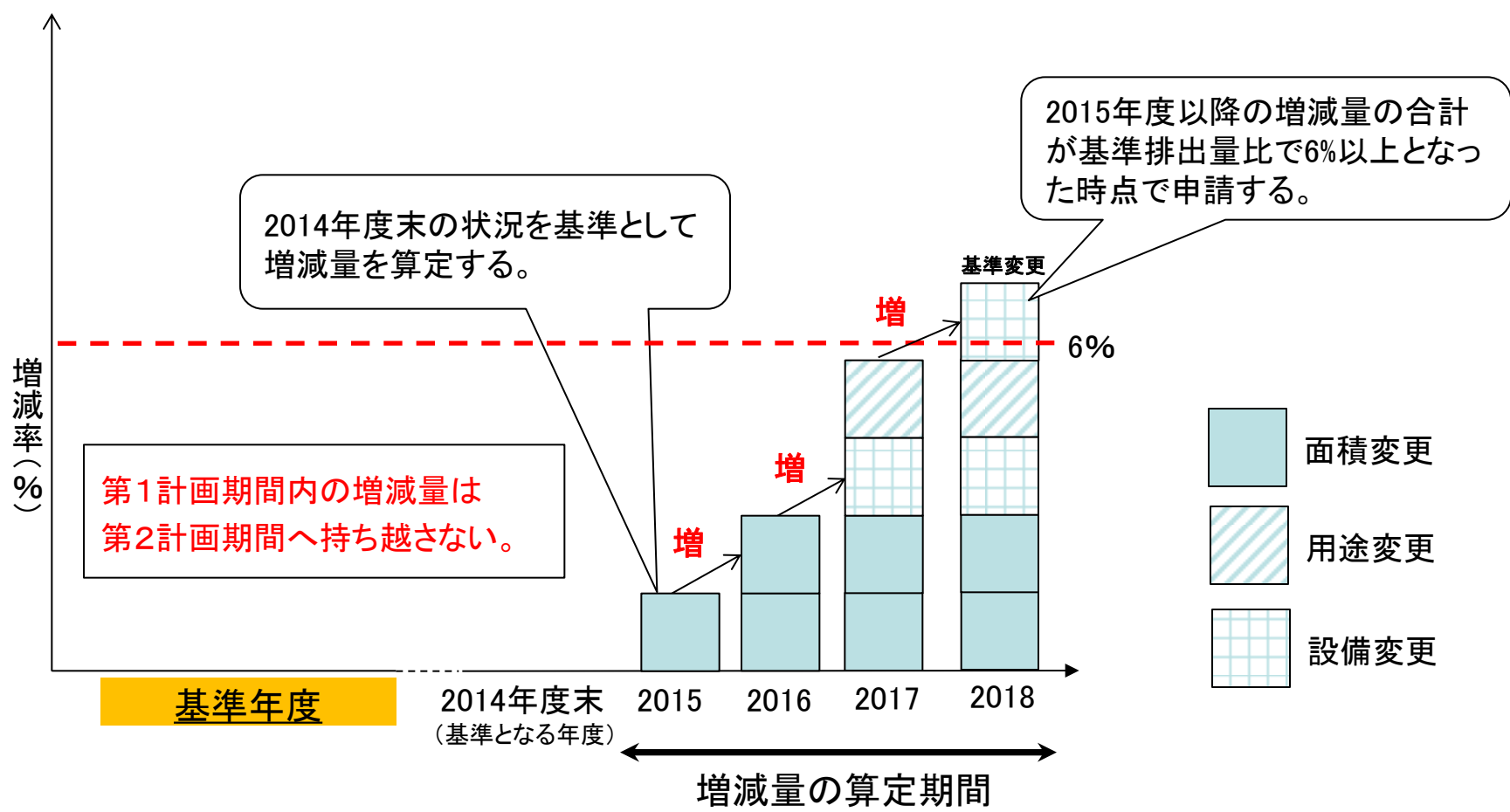
- ①増減量は「累積」で判断します。→1回の変更事象のみで要件判断しません。
- ②増減量は「すべての変更事象」を対象とします。→1種類の変更事象のみで判断しません。
- ③発生時期が早い順に増減量を累積します。→直近の変更事象のみで判断しません。
- ④各年度末時点で要件該当(6%)の可否を判断します。



5. 変更要件の確認

STEP2

●増減量の積み上げイメージ(イ. 2015年4月以降の場合)



5. 変更要件の確認

STEP2

ア. 基準年度以降

	基準年度				第1計画期間			第2計画期間		
	H14 2002	H15 2003	H16 2004		...	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017
変更事象の有無	○	○	-	○	○	-	○	○	●	○
各年度ごとの増減割合	+1%	+1%	-	+1%	-2%	-	+1%	+3%	+2%	+2%
増減割合累計	+1%	+2%	+2%	+3%	+1%	+1%	+2%	+5%	+7%	+2%

凡例 ～変更要件該当～

○：変更事象有かつ要件該当無

●：変更事象有かつ要件該当有

-：変更事象無

※基準年度以降の増減割合の累計が6%を超えた時点で基準排出量変更申請を行う

イ. 2015年4月以降

	基準年度				第1計画期間			第2計画期間		
	H14 2002	H15 2003	H16 2004		...	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017
変更事象の有無	○	○	-	○	○	-	○	○	○	●
各年度ごとの増減割合	+1%	+1%	-	+1%	-2%	-	+1%	+3%	+2%	+2%
増減割合累計	この期間は基準排出量変更量の算定対象外							+3%	+5%	+7%

凡例 ～変更要件該当～

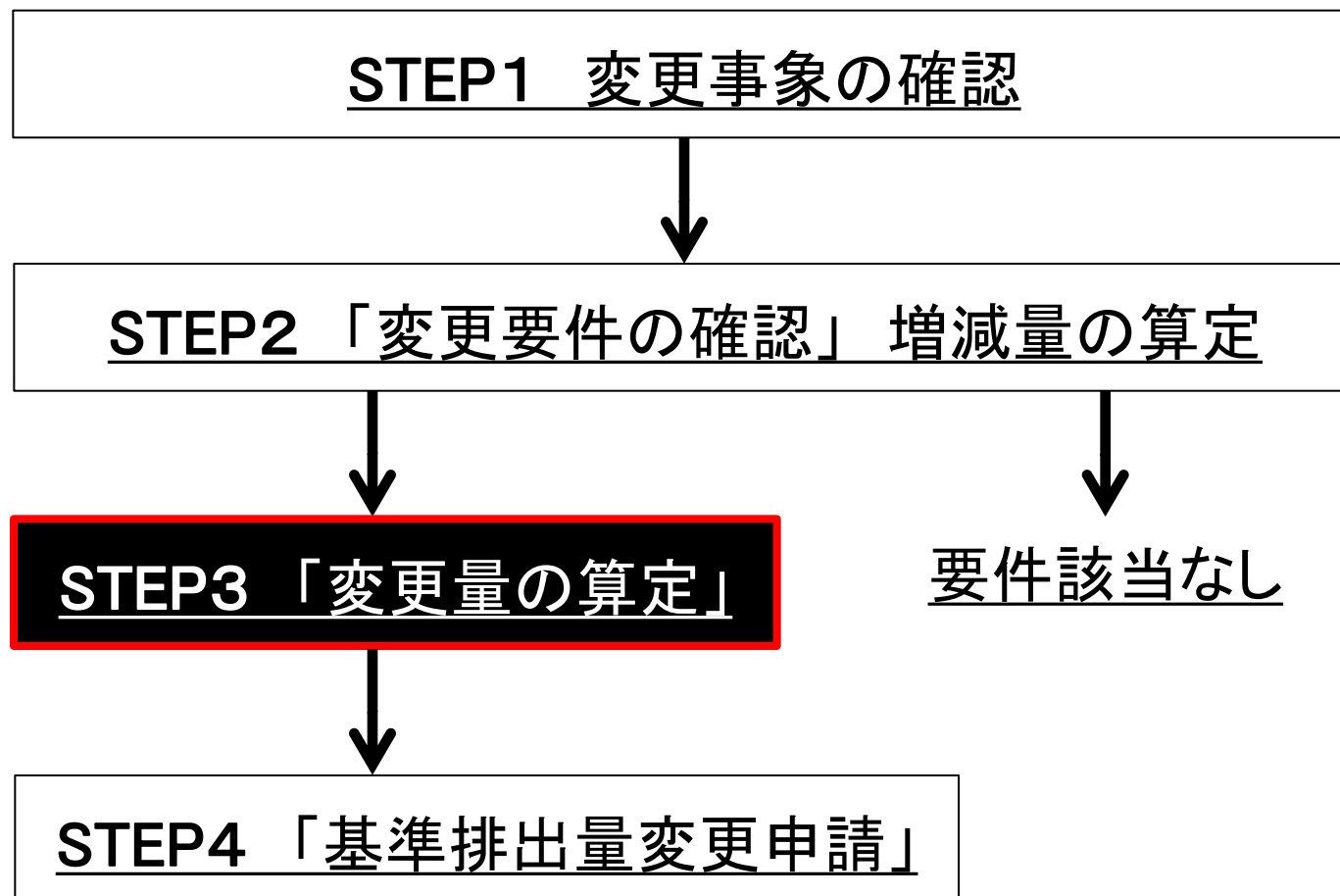
○：変更事象有かつ要件該当無

●：変更事象有かつ要件該当有

-：変更事象無

※2015年4月以降の増減割合の累計が6%を超えた時点で基準排出量変更申請を行う

6. 変更量の算定



6. 変更量の算定

STEP3

●変更量の算定方法(詳細は2部で説明)

変更量※1は次のいずれかの方法により算定する。
(検証機関による検証は不要)

- ①事業所の過去の排出量実績を用いた算定
- ②排出標準原単位(t-CO₂/m²)を用いた算定
- ③全部又は一部の実測値を用いた算定※2

※1「変更要件の確認時に算定した増減量」と「基準排出量の変更量」は必ずしも等しくない。

※2 ③の方法は、平成22年7月以降の実績値を用いる場合は運用管理基準の適合認定ガイドラインに定める基準に適合する場合に限る。

●変更後の基準排出量の算定方法

変更後の基準排出量 = 変更前の基準排出量 ± 変更量

6. 変更量の算定

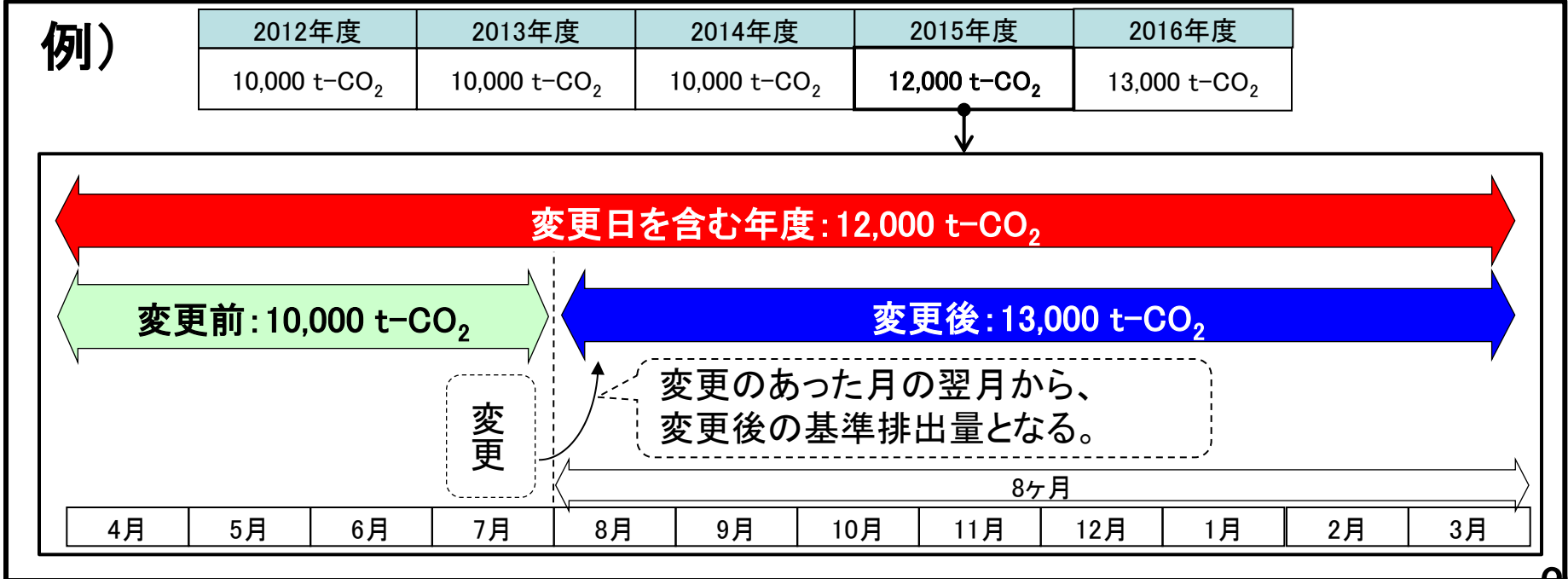
STEP3

●変更年度の基準排出量

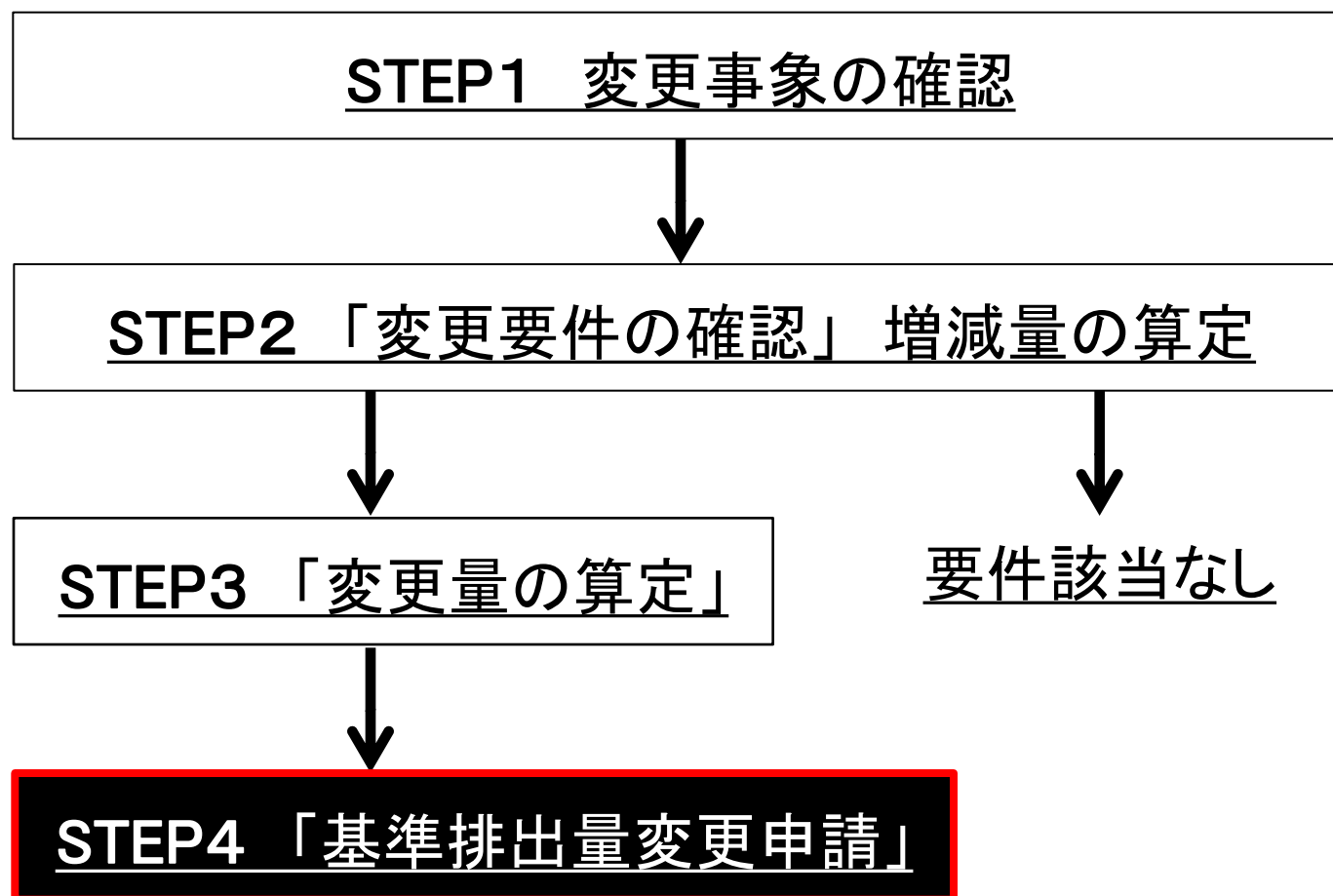
- ・ 変更日を含む年度は、月を単位として、変更日を含む月の翌月から年度末までの基準排出量が変更の対象となる。
- ・ 変更日を含む年度における変更量は1年分の変更量を「変更日を含む月の翌月から3月までの月数／12」倍した値となる。

例) 7月に+3,000t-CO₂の変更があった場合の変更量

$3,000\text{t-CO}_2 \times (8\text{カ月} / 12\text{カ月}) = 2,000\text{t-CO}_2$



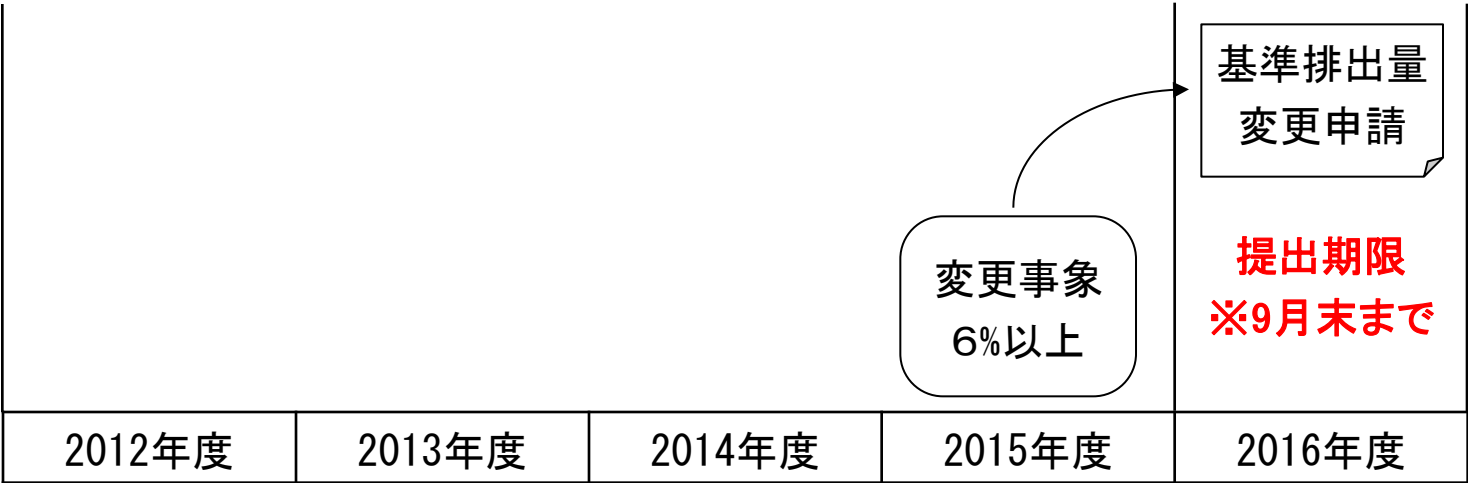
7. 基準排出量変更申請の流れ



7. 基準排出量変更申請の流れ

STEP4

- 基準排出量の変更手続は、変更の要件に該当する事象の生じた年度の翌年度の9月末までに、基準排出量変更申請書に基準排出量変更算定書、変更の要件を満たすこと及び変更量の根拠となる資料を添えて提出しなければならない。
(**検証機関による検証は不要である。**)



7. 基準排出量変更申請の流れ

STEP4

● 提出書類

- 基準排出量変更申請書(押印書面)
- 基準排出量変更算定書
- 算定根拠
- 運用管理報告書(該当する場合のみ)

● 運用管理報告書の注意点

- ① 次の条件”すべて”に該当する場合のみ提出
 - ・ 実測値を使用して変更量を算定する
 - ・ 変更量が「正(プラス)」
- ② 検証機関による検証は不要
- ③ トップ、準トップの事業所の場合「運用管理報告免除申請書」を提出することで不要となる

参考資料

- 各種提出書類等

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/index.html

- 各種ガイドライン等

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/rules.html

お問合せ先

東京都環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課

「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

〒163-8001

新宿区西新宿二丁目8番1号都庁第二本庁舎16階北側

窓口時間: 9:00~17:45

電話 : 03-5388-3438

FAX : 03-5388-1380

メール : ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp